

# しまね保育士確保・定着推進会議 設置要領

## (目的)

第1条 全県的な保育士確保及びその定着を促進するため、現状や課題の共有とともに、その解決の方策を検討することを目的として「しまね保育士確保・定着推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置する。

## (構成)

第2条 推進会議は15名以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者のうちから社会福祉法人島根県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 行政の関係者
- (2) 保育士養成校の関係者
- (3) 保育団体の関係者
- (4) 職業紹介機関・団体の関係者
- (5) その他、会長が必要と認める機関・団体の関係者

## (内容)

第3条 推進会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項に取り組む。

- (1) 保育士の確保及びその定着と育成における現状や課題の共有
- (2) 前号の課題解決のための対応方策の検討と、その実行にあたり前条に定める構成員所属機関・団体相互の連携のあり方やそれぞれが担う役割の検討
- (3) 前各号を踏まえた保育士・保育所支援センター等における取り組みの検討
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

## (設置期間)

第4条 推進会議の設置期間は、平成29年7月4日から平成32年3月31日までとする。

## (役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
  - (2) 副座長 1名
- 2 座長及び副座長は構成員の中から互選する。

## (役員職務)

第6条 座長は会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

## (任期)

第7条 構成員の任期は第4条の推進会議の設置期間と同様とする。

- 2 補欠により就任した構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 推進会議は会長が招集し、座長が議長となる。

(意見聴取)

第9条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その説明を受け又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 推進会議の事務は社会福祉法人島根県社会福祉協議会法人支援部及び島根県健康福祉部 子ども・子育て支援課において処理する。

附 則

1 この規約は平成29年7月4日から施行する。

**保育の就職支援プロジェクト「HUG!くむプロジェクト」会議 構成員**

選出区分	所属・職名
第2条第1項第1号の関係者	島根県健康福祉部 子ども・子育て支援課
	松江市健康子育て部 子育て政策課
第2条第1項第2号の関係者	公立大学法人 島根県立大学短期大学部
	学校法人斐川コア学園 出雲コアカレッジ
	学校法人坪内学園 山陰中央専門大学校
	学校法人木村学園 トリニティカレッジ出雲
	学校法人広瀬学園 島根総合福祉専門学校
第2条第1項第3号の関係者	島根県保育協議会
	島根県私立保育連盟
	日本保育協会島根県支部
第2条第1項第4号の関係者	島根労働局職業安定部職業安定課
	松江公共職業安定所
	公益財団法人 ふるさと島根定住財団
	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会